

名古屋大学防災隊の腕章使用及び貸与に関する要項

平成 21 年 9 月 1 日
自然災害対策検討 WG 承認

(目的)

第 1 条 この要項は、名古屋大学構内における安全及び教育・研究の場にふさわしい環境を保持するため、災害時の緊急事態を想定し、防災隊の腕章の使用及び貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「腕章」とは、各部局に設置する防災隊に選任された者が防災訓練時及び災害時にこの腕章を着け、参加するためのものである。

2 この要項において「防災隊」とは、名古屋大学自然災害対策規程第 7 条第 1 項及び第 3 項に規定する災害対策統括本部及び部局災害対策本部の災害業務を遂行する組織をいう。

3 この要項において「部局」とは、事務局、運営支援組織、学部、研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設、地球水循環研究センター、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、及び監査室をいう。

(貸与及び返却)

第 3 条 腕章の貸与を受けた者は、他人に譲渡、貸与をしてはならない。

2 貸与を受けた者は、任を離れた場合は、速やかに腕章を所属部局施設管理担当者に腕章を返却しなければならない。

3 腕章は、防災訓練及び災害時の緊急事態を想定し、職場の各自ロッカー等に保持し、使用時は、速やかに着用のこと。

(悪用防止)

第 4 条 腕章を訓練及び災害時以外に理由もなく構内・外で装着してはならない。

2 腕章を付け、他者をあおるような行為はしてはならない。

(紛失)

第 5 条 腕章を紛失した場合は、速やかに所属部局施設管理担当者に申し出ること。

2 腕章を紛失した場合は、紛失届出書を提出すること。

3 腕章を故意に紛失させた場合は弁償すること。

(責務)

第 6 条 所属部局施設管理担当者は、防災隊の名簿等が変更となった場合は名簿を作成し、施設管理部環境安全支援課に提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。